

平成21年2月6日(金)

【事務局】 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます、〇〇で〇〇をしております〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はマスコミの方等からの取材希望がありますので、よろしくお願いします。ごらんいただいていますようにカメラが入っておりますが、カメラ撮りは、この後配付資料の確認の終了後までということをお願いいたします。

なお部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開とさせていただきます。また議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

まず定足数の確認ですが、本日は委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで新たに委員に任命等をされた皆様をご紹介します。

【委員紹介省略】

それでは初めに、〇〇から、一言ごあいさつを申し上げます。

【事務局】 〇〇でございます。一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様には日ごろから建設行政にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事でございますが、2つございます。まず1点目でございますが、建築行政における昇降機事故の対応の対応策でございます。東京都の港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故とか、あるいはエキスポランド事故といった最近の重大事故を踏まえてここでご議論いただきまして、これまで定期検査とか報告制度、あるいは昇降機の技術基準などの改正を行ってきたところではございます。しかしながら、これまでご遺族の方々あるいは国会の先生方からのご議論、ご指摘を踏まえますと、ともかく警察当局との連携が不十分であるということで、所管の行政と、いわゆる事故の捜査についての乖離があったのではないかと。例えばエレベーターの事故でございますけれども、事故発生後2年半を経過し

でもまだ国土交通省が実態、実物機の調査をしていないということで、事故に対応するという点では不十分な点があるというご指摘をいただいていたわけでございます。

今回こういったご指摘を踏まえまして警察庁のほうと協議を行いまして、重大事故の場合、事故発生直後から警察のご協力をいただいた上で、建築関係、建築行政の部局も事故現場への立ち入りを実施するといった警察当局との連携体制を整備するという、それからその連携体制を受ける形でございますけれども、昇降機等に係る事故情報あるいは不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、あるいは再発防止対策等に係る調査・検討を行うということで、昇降機等の事故対策委員会をこの部会に設置をさせていただきたいということでお諮りをさせていただきたいと思っております。

こういう対応は、先ほど申しましたようにいわゆる捜査当局と所管行政という部分での連携をしっかりと、機動的な対応を行うという意味におきましては、現行の枠でとり得る最大限の対応と思っております。今後新たに設置させていただきます委員会で、いろいろな事故について迅速かつ的確に調査あるいは検討を行っていくと考えておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それから2点目につきまして、これは実は昨年9月に「安全で質の高い建築物の整備を図るための建築行政の基本的あり方」という諮問を行っております。建築分科会において、質の高い建築物の整備方針、質の高い建築物の前提となる基本的な性能を確保する上で必要となる、建築行政のマネジメントの方策、それから3つ目として、近年の大規模な超高層住宅・建築物、あるいは大規模な建築物が集積をするいわゆる大規模建築物群、ブロックといいますかそういう市街地の出現を踏まえて、安全確保の方策をもう1回検討すべきではないかと。こういう3つのテーマで今議論が始まったところでございます。最初の2点は別の基本制度部会のほうでご議論いただいているところでございますが、3つ目の超高層住宅あるいは超高層建築物、あるいは市街地の単位での大規模建築物群の安全対策ということにつきましては、この建築物等事故・災害対策部会でご審議を行うことになっております。災害時の避難の円滑化、あるいはライフラインの確保、いろいろな地震などの性状といったものも議論がなされているところでございますので、例えば大型のブロックということになりますと、交通施設との関係などいろいろな課題がございますので、ここでぜひそういう視点に立ってのご議論、ご提言をいただければと思っております。

今日はそのほか、昨年の秋以降の火災あるいはエレベーター事故の状況等々について、ご報告させていただく予定でございます。

国民の安全安心に対する関心は、非常に高まっております。私どもも、例えば消費者庁といった新しい視点でのご議論を今ちょうどしているところでございます。そういう意味では非常に、安全安心に対する関心の高まりをひしひしと感じているところでございます。本日は十分なお審議を委員の皆様にはいただけますようお願いをいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは次に資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第、委員名簿の次に配付資料一覧がございます。こちらをごらんください。資料ですが、資料1が「第12回建築物等事故・災害対策部会議事要旨（案）」でございます。こちらにつきましてはご確認いただきまして、ご意見がございましたら来週中に事務局までお申し出ください。資料2が「建築行政における昇降機等に係る事故への対応について」、資料3が横使いのカラーのものでございます、「超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全確保方策について」、資料4、「京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故について」、資料5「大阪市浪速区の個室ビデオ店における火災について」、資料6、少し分厚いですが、「昇降機等に関する技術的基準の見直し等について」、最後に参考資料として、諮問文がかがみについている資料がついております。

不足等ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、以後はお控えいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この後の議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第13回の建築分科会建築物等事故・災害対策部会を開催したいと思います。

先ほど〇〇から大まかなブリーフィングをいただきましたので、今日の議事次第は皆さんご了解いただけたと思います。議事次第に沿いまして進めさせていただきたいと思ひます。

それではまず最初に、議事次第3の1でございます。建築行政における昇降機等にかかわる事故への対応について、〇〇さんからよろしくお願ひします。

【事務局】 〇〇でございます。それではかけさせていただきますので、ご説明させてい

たきます。

資料2をもとに私から、「建築行政における昇降機等に係る事故への対応について」ということについてご説明させていただきます。大まかな背景については、先ほど審議官からのごあいさつの中でもご説明させていただきましたので省略させていただきます。私から内容について順次ご説明をさせていただきます。

最初に4行ほどございますが、シティハイツ竹芝のエレベーター事故、あるいはエキスポランドのジェットコースター事故、こういった重大事故を踏まえまして、昨年4月には定期検査・報告制度を充実する改正を行い、また9月には戸開き走行が発生した場合の安全装置の追加などを内容とする技術基準の改正を行ってきたわけでございます。さらに今回、今後の事故防止対策をより迅速かつ的確に行うための体制といたしまして、下記のとおり2点について体制の強化を行うこととしてございます。

まず第1には昇降機等事故対策委員会の設置ということで、この本部会、建築物等事故・災害対策部会でございますが、この部会の中に昇降機等事故対策委員会というものを設置すると。この委員会におきましては、事故情報あるいは不具合情報の分析、また再発防止の観点から事故発生原因解明に係る調査、さらには再発防止対策等に係る調査・検討といったものをご担当いただくことを予定してございます。

なお現在、本部会の下にエレベーターワーキングということで、シティハイツ竹芝のエレベーター事故に対する調査・検討を行う組織がございますが、この委員会において扱ってまいりましたシティハイツ竹芝エレベーター事故をはじめとして、本委員会設置前に発生した重大事故で、現在まで事故発生原因が明らかになっていないものについても、調査・検討の対象としてまいりたいと考えてございます。具体的にはシティハイツ竹芝の事故に加えまして、昨年8月に発生いたしましたビックサイトのエスカレーター事故、昨年暮れに京都市内の共同住宅において発生いたしましたエレベーターの戸開き走行による人身事故、こういったものが対象になると想定してございます。

3点目といたしまして、この事故対策委員会において「捜査にかかわる情報を取り扱う場合」とございますが、これは後ほど触れますが、警察との連携の中でこれまで捜査情報というものを一切私どもとして取り扱わなかったという反省のもとに、一定の捜査情報についても本委員会にお諮りし、ご議論いただくことを予定してございます。そういった捜査にかかわる情報を扱う関係上、そういった場合には開催日を含めて非公開という形で運営させていただきたいと考えてございます。さらには、委員に対して国家公務員法上の守

秘義務が課されるとございますが、これについては参考資料1 というものを後ろにつけておりますので、ごらんください。

6 ページになります。国家公務員法上の守秘義務が課されるとございますが、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に設置される昇降機等事故対策委員会ということになりますが、この委員につきましては国土交通大臣の任命を受けているということで、非常勤の一般職国家公務員という扱いになってございます。その場合、国家公務員法の関係条文がそこに挙げてございますが、100条の規定に基づく守秘義務が課せられていることになりまして、当該守秘義務に違反して秘密を漏らした場合、こういうことではないかと思えますけれども、最大で1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されるケースがあるということでございますので、委員をお願いした先生方についてはこの点よろしくお願ひしたいと存じます。

1枚目にお戻りください。この事故対策委員会におきましては、こういった形で事故原因に係る調査、あるいは再発防止対策等に係る調査・検討を実施していただきますけれども、ここでの検討の成果については、基本的には本事故・災害対策部会に報告、審議の上、公表をしていくことを予定してございます。ただし捜査上の支障がないようにということで、事前に警察関係等とは十分な調整を行った上で、本部会へ報告、審議、公表ということを考えているところでございます。

以上が事故対策委員会の設置についての概略でございます。

第2には、もう1つの体制と強化ということで、シンドラエレベーター事故の際にも警察の捜査が先行したということで、長い間建築行政当局として事故の実態、事故機を見ることもできなかったということを踏まえまして、昨年末から警察と協議をしまして一定の了解が得られましたので、今後はこういう形で警察との協調体制をとっていくというご紹介をさせていただきます。

まず、基本的に昇降機等に係る重大事故が発生した場合、特定行政庁が立入検査を行うとするケースがありますが、こういった場合であって既に警察当局等の捜査が入っている場合、従来はなかなか特定行政庁が現場に入ることは難しかったわけでございますけれども、今後は各特定都道府県警察による捜査が実施されている場合であっても、特定行政庁から都道府県警察に対して立入検査等を実施することの協力要請を行うことにしてございます。ただ、非常に重大な事故、あるいは事故発生直後で現場が混乱していることから、警察当局の捜査に支障があるということで立入検査への協力が得られない場合もございま

すが、こういった場合であっても、できるだけ早い時期に立入検査が実施できるよう、引き続き警察と調整をしていくことにしております。

また立入検査に当たっては、基本的には特定行政庁、地方公共団体が行いますが、必要に応じまして私ども国土交通省の職員なり専門家等が立ち会うことを予定しております。さらに先ほどの事故対策委員会と関係してまいります。こういった立入検査によって得られた事故情報あるいは警察当局から提供を受けました事故情報につきましても、新たに設置する事故対策委員会の中にご報告をして、ご議論をいただくという流れになってまいります。

1枚めくっていただきますと、今ご説明いたしました点を含めまして、新たに設けます事故対策委員会における調査・検討の流れをお示ししております。

まず重大事故につきましては、先ほどご説明いたしましたように、重大事故発生時に特定行政庁と地元警察の協力のもとで立入検査を実施する。その際に国土交通省から職員を派遣する、あるいは「職員等」ということで専門家を派遣するというので、この場合に立ち会っていただく専門家としては、まさに今回設けようとしている事故対策委員会の委員にお立ち会いただくことが想定されます。さらにはこういった現場での検査に加えまして、メーカーからの情報収集あるいは地元警察からの情報提供も受けまして、重大事故にかかわる各地の情報を集約した上で、委員会に報告をしていくという流れが1つございます。

一方で、不具合情報についてですが、昨年4月の定期報告制度の改正の中で、不具合情報についてもそれぞれの建築主から特定行政庁に対してご報告いただくことになってございます。現在この不具合情報について月に1回程度取りまとめて、それぞれの特定行政庁から国土交通省へ報告をしていただくという運用をしてございまして、この国土交通省が把握した不具合情報についても事前に専門家に見ていただいて、より詳細に調査を行うべき不具合情報については、さらに特定行政庁でその不具合情報の詳細を把握するとともに、国に報告をしていただくということで、この不具合情報についても個別詳細な情報あるいは全体の傾向を分析した上で、委員会へご報告し、ご審議をいただくという流れになってまいります。

昇降機等事故対策委員会については先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほど申し上げなかったことといたしまして、対象の施設といたしまして先ほど「昇降機等」と申し上げましたけれども、具体的に申し上げますと、エレベーター、エスカレーター、ある

いは準用工作物である遊戯施設等を対象にしていくことを想定してございます。ここで「遊戯施設等」とございますけれども、六本木の回転ドアの事故がございましたが、ああいったものについても場合によっては対象にしていくと。基本的には動力系の建築物にかかわる設備ということになろうかと思えます。

調査・検討の内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、また再発防止対策等に係る調査・検討を行っていくというものでございます。

委員の構成につきましては、そこに「学識経験者」とございますが、具体的には2枚めくっていただきますと4ページにございます。本日ご参加いただいておりますが、〇〇臨時委員に委員長をお務めいただきまして、以下11名の委員の方々、名簿にありますとおりの方々には本委員会にご参画いただくことを予定しているところでございます。

2枚目に戻っていただきますと、議事運営ということで、捜査情報を含む審議を行う場合は非公開というところは、先ほどお話ししたとおりでございます。さらに重大事故につきましては、必要に応じて委員の方々に現地の調査に立ち会っていただく。またより広範な観点からご議論をいただく必要がある場合には、本部会の委員にも参加していただいて委員会を開催するというケースもあろうかと考えてございます。

以上のような流れで昇降機等事故対策委員会におきまして取りまとめられました報告につきましては、本部会において報告いただき、より幅広い見地から審議し、事故再発防止対策等の取りまとめにつなげていただくという流れになります。こういった部会でまとめいただいた対策をもとに、国土交通省としては技術基準の見直しを行う、あるいはガイドラインの作成を行うという出口につながっていくというものでございます。

めくっていただきますと3ページ、「昇降機等事故対策委員会設置要領案」ということで、内容につきましては先ほど来ご説明したことを設置要領案という形でまとめたものでございます。ごらんいただきたいと思います。

4ページに名簿をつけてございます。

めくっていただきまして5ページでございます。先ほどのご説明の中でも触れましたが、平成18年に発生いたしましたシティハイツ竹芝エレベーターの事故、これに対応することから、本部会の中に今、エレベーターワーキングチームというものが設置されてございます。このエレベーターワーキングチームの役割につきましては、今回設置をお願いする昇降機等事故対策委員会に引き継ぐということで、エレベーターワーキングチーム

についてはこれに伴って廃止をしたいということでございます。ご提案でございます。

以下、参考資料でございますので、適宜ごらんいただきたいと思っております。1点だけご紹介をさせていただきますと警察との連携につきまして、7ページにございます参考2という形で、本日付で各都道府県の建築主務部長あて発出してございます。この後、警察からも各都道府県警察あてに同趣旨の通知を行っていただくことを予定しているところでございます。

以下は参考資料をつけてございますので、適宜ごらんいただきたいと思っております。

【部会長】 以上でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは以上の事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご質疑等をお願いしたいと思います。主には資料2の頭にある、設置をするかどうかという話と、下の連携形態については多分、ほかに何か文言をつけ加えるほうがいいのかどうかというご提案があれば何うということにさせていただきますと思います。いかがでございましょうか。

【委員】 先ほど〇〇から事故から2年半というお話がありましたけれど、私たち一般国民から見て、いかにも遅いと思うんです。その後あった大きな事故の海難審判が終了するとか、いろいろなものがどんどん解決に向かって進んでいるのに、なぜシンドラーのエレベーター事故だけがこんなに時間がかかるのかなという疑問がある。長くかかるというと、よく裁判が例に挙げられ、裁判は長いねなんて言っていると、裁判迅速化法ができたいろいろな対応されています。そういう中でこういう仕組みができたということになると、警視庁なり、本件の場合は警視庁ですが、その捜査が終了しない前でもこの委員会として何らかの発表はできることになるんでしょうか。

【事務局】 〇〇でございます。

捜査情報はあくまでも捜査上の支障が優先すると、このことはやむを得ないしご理解いただけたらと思います。私どもの今回設けます委員会ないしは本部会のほうで状況を見ながら、発表すること自体が私たちの最終目的ではなくて、対策をやるということが最終目的でございますので、もし先へ進めるものがあれば当然進めていくという姿勢でやってまいりたいと思っております。

【委員】 警察と一般行政が連携するという話で、理想論はともかくとして、現実問題としては非常に画期的なことだと思うんですが、1つ伺いたいのは、これになるに至った最大の要因とございますか、それは政治のほうの働きかけがあったということなんですか。というのが1つと。

もう1つ思いますのは、この事故対策委員会という形で第三者から構成される委員会をつくって、警察と連携するということなんですけれども……、そうじゃないのか、ここは外すんですね、一般職員の方、特定行政庁と都道府県警察との関係ということですね。そうすると、この対策委員会との絡みはどういうふうになって。

【事務局】 今後のほうのご質問にお答えしますと、2の(3)ですけれども、「必要に応じ、国土交通省職員、専門家等」とございますので、この新しく設けます委員会の、全員の方に「今日事故が起こったから今から見に行ってください」というわけにはいかないと思いますが、ご専門の方にできるだけ一緒に行っていただくようにしたいと思います。後でご紹介しますが、京都のエレベーター事故は同じような形をとらせていただきました。

【委員】 そうすると、アドホックに専門家の方に委託をするような形でお願いするということですか。

【事務局】 原則としてこの委員会のメンバーから出ていただきたいと思います。そうすると、委員会活動ということであれば守秘義務もかかるということで、警察の協力も得やすいと。こういうことになろうかと思います。

【委員】 多分、1歩進めるということになると、やはり常勤の職員の方でそういう対応ができる人がいると、より緊密でいいかなという感じがいたしますが。

【事務局】 どこまで専門家かと追求されたらあれですけれども、つくばの研究所の職員をこの間も行かせておりますので、できるだけそういう方向にしたいと思っております。

それから前のご質問ですけれど、政治云々というのは、報道等でもございますのでそういうことも背景の1つにあったと思うんですけれども、私どもなりから振り返ってみますと、この部会の大変なご尽力で、エレベーターの戸開走行防止のための二重の安全装置の設置等の技術基準は既にもう出しておりますけれども、そういう対策をとらせていただいているんですが、振り返ってご批判を真摯に受けとめてみますと、実機も見ていないでどうして対策できたんだということに対する答えが、はっきり言ってできません。そういう反省を踏まえて警察に実機を見せていただくように申し入れをして、そういうことの積み重ねでこういう協力が得られたと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに。

【事務局】 ちょっと追加しますと、事故対策部会で議論していただいたとき、当然ながら警察当局のほうは例えば鑑定人の依頼とかすることがあって、いわゆるこういう方が

いらっしゃって、どうでしょうかというようなことはやっているんですが、もちろん鑑定された方がここに来てどうだこうだということもまた、捜査上の秘密ということでできないと。そういうことで、今まで行政庁同士のあうんの呼吸みたいなところで両方の車が動いていって、ある程度の時期になると結論が出て、送検も行われてということだったんですが、そういう説明の仕方では水面下で何とかうまくやっていますみたいなことで、やはり説明責任がなかなか果たせないのではないかとご指摘を多々いただきました。我々もやはりしっかり説明責任を果たせるような体制づくりをしなきゃいけないし、それについて捜査当局のご協力もしっかり積極的にお願いしなきゃいけないということで、事務的に調整を進めていただいたという経緯がございます。

【委員】 幾つか教えていただきたい点があるんですが。

1つは、例えばこの調査委員会は守秘義務があるということですが、何らかの裁判の過程で証言を求められたりというようなこともあり得ると思うんですが、そのこととの関係はどういう整理になるのかということ。

それから、事故発生の原因となるといろいろ難しい点があって、意見の一致がどうも見られないというような場合、あるいは少数意見、多数意見といったものがあつた場合、これはどういう考え方をするんだろうかと。

この2点を教えていただきたいんですが。

【事務局】 まず裁判との関係は、あらかじめそういうことはないということとは言えないと思いますが、一般的に警察のほうは個別に鑑定人を依頼されますので、専門的な見地はそちらのほうがまずされるんじゃないかと思っております。

2点目の話は、まさにどんなことでもいろいろな意見があるわけでございまして、これが裁判になりますとおそらく最後は黒白のジャッジをしなきゃいけないということになりますが、私どもは再発防止対策をとることが最終目的ですから、ある幅の結論であっても、それらを含めてカバーできるような対策をご検討いただくということで最終的にはおさめられるんじゃないかと思いますが、ちょっとどんなことがあるかわかりませんので、よく勉強しながら進めていきたいと思っております。

【部会長】 ほかに何かご意見は。

今の〇〇委員のご指摘の件は、委員の方々にどういう責務が出るかというのが若干見通しのないところかなと。訴訟になった場合の証人に依頼されたとき、委員会の、特に委員長をお務めの方に関しては、委員会の見解なのか、個人の見解なのかというあたりで人に

よる判断が入る可能性があるかなど。今、〇〇からお話がありましたように、ぜひこの委員会に関しては、くどいようですけれども再発防止にかかわる対策が最終目的とご発言いただいたことを、ここでも確認したいと思うんですけれども。

ただ、そのためにはやはり原因究明がないと再発防止ができないということで、〇〇委員のご懸念があったように、複数あってもそれは委員会からこちらへ出していただければいいと私は思うんですね。1つの原因だと特定するよりは、可能性のあることを挙げていただいて、あとは技術的な判断なり、社会的な行政に対する判断なりを加えていただく。

ちょっと懸念しているのは、最初におっしゃった訴訟が起きたときの委員の対応がちょっと、委員会としてどうしたらいいかというガイドラインを一度、最初の委員会なりで事務局から原案を提示していただいたほうが、委員の方もどういう対応をしていいのか判断しやすいのではないかと。

いかがでしょう。この辺、私は法律論は詳しくないので。

【事務局】 まず、資料2の1の(2)、この委員会で何をやるかを書いたところでございますが、ここは内部でもかなり議論をいたしまして、事故情報・不具合情報の分析、これはいいんですが、その次ですね、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査。ここでしっかりと押さえておきたいと思います。まさに部会長がご指摘のように議論させていただいて、こういうふうにかかせていただいています。

それからおっしゃったように訴訟の場合、これは場合によっては民事ということもあり得ると思いますので、この場合の委員の先生方のお立場をどういうふうにか考えるかというのは、最初の委員会までに整理をさせていただきたいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに。

【委員】 すみません、当事者になりそうな気もするので。警察に見せてもらったことで僕がわかることはほとんどないと思うんですけれども、何か原因があって、その原因を再発防止のためにこういうふうにしてやれば防げますということが非常にシンプルにわかったと。だけどそれは警察から言われていることなので、見せてもらったことなので、その開発防止の対策をとるとき、例えばこうしろと対策だけが出てくる。その対策の理由を説明しなきゃいけない。理由を説明するには見たことを言わなきゃいけないということになると守秘義務がかかって、入り口のところは言えないんだけど、出口だけしゃべれますという形にならないのかなど。ちょっとそこが心配なんですけれど。

【事務局】 基本的に、先ほど申しましたように先走ってやれるものはやるということ

ですから、きちんとした解明を最終的にしないと次の対策が打てないようなことは、おそらく警察の捜査の状況を待つということになると思います。ただ、理由はちょっとよくわかりませんが、このシンドラーの事故の件はもう2年9カ月に近いんですが、かかっておりますのは非常に異例でございまして、通常は大体1年からもう少しの期間でできていると思いますので、そのところは今回は非常に特別なケースだと思っております。それから最終的には報告書という形できちっとおまとめいただいて、それを警察と協議して差し支えないという形で整理をしたいと思います。委員の先生方に個別の問い合わせが行かないようにこちらで整理をしたいと思いますので、よろしくお願いいし申し上げます。

【委員】 航空機事故とか鉄道事故などの調査委員会がありますね。あれとの違いはどのようなところにあるんですか。

【事務局】 まず、今は運輸安全委員会というふうになっておりますが、こちらもあくまで再発防止が最大の観点なんですけれど、調査官も含めてそのためだけの常勤の職員がまずおります。それから調査権限が法律でしっかり書かれておりますので、今回のはあくまでも審議会の根拠の範囲の中でのことです。ですから、少なくとも資料を直接委員会から提出を求めるとか、そういうことはできませんので、そういう意味で大変申しわけない言い方ですけども、権限は非常に弱いと。これはもうはっきり申し上げざるを得ません。特に鉄道と航空機は免許事業でございまして、その背景、バックハンドが、規制はあるものの建物は一般的に建てていいということであるとすれば、鉄道とか航空機の事故はまず免許事業というのが背景にあってという、業規制があった上でということも係ってまいります。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。ご質問でも結構でございます。この辺がもやもやしているというあたりは、どういうことを整理していただければいいかというお願いをすることになると思いますので。

【委員】 当事者になりそうなのでちょっと心配になってきましたけれど。

委員が集まって、専門家が何人かいますから調べて、原因はこの辺らしいということがもしわかったとする。警察にもこうじゃないですかという提案をするということはある得ると思うのです。我々としては原因はここだと、専門家としてここかこのどちらかだということがわかった、それに対してこの委員会に報告をして、その内容を例えば外に出していいかという話になると、警察からいうと、いや、捜査段階だから待つという話が当然起きる可能性がある。そうすると我々は、この委員会の中では多分しゃべってもいいんだ

と思いますけれど、外に対しては全く一切しゃべれないという話が多分起きると思うのですね。だからマスコミも聞きに来ないように〇〇のほうでとめていただくということもありますけれど、変なところにつかまって「どうだ」「いや、守秘義務がかかっていますからしゃべれません」という返事をしていいのかどうか。その辺がちょっと心配ですね。

【事務局】 実には既にワーキングの段階で、現物を見るのと委員会も1回開かせていただいています。そのときには、この場でこういう言い方でご紹介していいかどうかわかりませんが、委員の先生方には「もしも取材があった場合は、「〇〇に聞いてください」だけで通してください」と申しあげましたので、今後もそのようにお願い申しあげたいと。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 そのあたりの対応については、一度事務局のほうで最初の会合のときに、今〇〇がおっしゃった話にされるか、候補予定者である〇〇先生が取材を受けたときは、国交省の中で〇〇の同席のもとで話をするというのが、多分最大限ではないかと思えます。そのあたりは一度事務局でご提案をお考えいただいて、最初のときに委員会の進め方ということでご議論いただきたいと思えます。

【委員】 はい。

【部会長】 ちょっと私から再度確認をさせていただきますけれども。〇〇さんから、2ページ目のパワーポイントのファイルで、必要に応じて現地調査を実施する、この対策部会の委員も参加というのは、設置要領の4の運営の(4)でよろしゅうございますか。委員長が審議に必要と判断するときということ。

【事務局】 ええ、部会の委員の参加については、運営の(4)のところで読んでいただくということになります。

【部会長】 はい。

それと、くだいですがけれども、〇〇も念押しをされましたけれども、再発防止を第1目的においた行動がこの新しく設ける事故対策委員会の仕事だということ、そのために必要な原因調査は行うけれども、何かを特定してアキューズするようなことは目的ではありません。ということはぜひ確認をしておいていただきたいと思えます。

ほかに、よろしゅうございますか。

この資料に対するご質問が特段これでないということで、お諮りいたします。本部会に昇降機等事故対策委員会を設置することとしたいと思えますが、ご異論のある方、もしくはご賛同いただけますでしょうか。反対の方がいらっしゃれば反対と言っただけければ。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それではご異論がないようでございますので、本部会に昇降機等事故対策委員会を設置させていただきます。当委員会の設置に伴いまして、エレベーターワーキングチームは廃止ということでございます。あわせて新しく設ける委員会は、今の資料2の4ページにある、〇〇委員に委員長をお務めいただくということをお願いしたいと思えます。

それと、前のエレベーターワーキングの廃止でございますけれども、その成果は引き継いでいただくと。〇〇先生が入っていますので、〇〇先生も委員でやっていらっしゃると思いますので、前の委員会の成果は引き継いで、今回の事故対策委員会をスタートということをお願いしたいと思えます。

では、先生よろしく。

【委員】 はい、わかりました。一生懸命。再発防止、あとは基準をつくって未然防止につなげるといところが大事なところでありますから、それを主眼に置いて頑張ってやっていきたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

【部会長】 再発防止と事故防止が主眼ということと、対象としては少しフレキシブルにお考えいただいても結構だと思います、動的機器という概念だと思いますので、そのあたりは事務局と相談されて、折々に対応するものをお考えいただくということにさせていただきます。

それでは、次の議題2に移りたいと思えます。超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全確保方策について。これは事務局の〇〇さんからよろしく願いいたします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。よろしくお願いします。

議事の2でございますが、こちらは建築分科会への諮問事項の関係でございます。

お手元、一番最後の資料に参考資料がついております。9月1日に建築分科会のほうに諮問させていただいております、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について」ということで、この参考資料の最後の2枚でございますように、この諮問の中身は大きく3つのテーマがございます。1つは質の高い建築物の整備を進めるための方策を検討しましょうということ、2つ目は建築行政のマネジメント方策を検討しようということ、3つ目は今日この場でご説明させていただきます超高層住宅や建築物、あるいはそれらが集まった大規模建築物群の安全性の確保方策、向上方策についてござ

います。

この超高層以外の2つにつきましては、参考資料の1番最後のページでございますように平行して基本制度部会のほうで、今検討をお願いしているところで、この超高層建築物等の関係につきまして、事故・災害対策部会でご審議をお願いしたいということでございます。

その中身でございますが、資料3というのがございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。横使いの資料でございます。

「超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全性確保方策について」という少し長いタイトルがついておりますが、これは超高層建築物単体のみならず、それらが集まった街区、建築物群の安全性を高めるための方策もあわせて考えましょうということでございます。

1ページ目は、現行の建築基準法で超高層建築物にどのような規定がかかっているかということでございます。主に(1)にございますように構造関係につきましては、法律上は高さが60メートルを超えるというところで切れておりまして、60メートル超の建築物につきましては、コンピューターによる振動解析によりまして安全性を確認した上で、大臣認定を受けることが建築基準法上義務づけられております。いわゆる時刻歴応答解析という方法でございます。この場合には、極めてまれに起こる震度6強から7の地震に対して、層間変形がおおむね100分の1以内になるように設計されることとなります。

一方、設備の関係でございますが、(2)にございますように、エレベーターにつきましては、ここでも震度6強から7の地震に対してかごの脱落等を防止するということが、基準法では義務づけられております。また、義務づけ規定ではございませんが、震度5弱程度の地震が発生した場合は停止、あるいは震度4程度の地震が発生した場合は最寄り階に着床して避難できるように設計されるというような格好で、実際上の設計はされているところでございます。ちなみにこういった関係につきましては、後ほどまた別の議題で説明させていただきますが、昇降機関係の政令改正、基準改正を進めさせていただいております。地震波を感知して最寄り階に着床するような装置の義務づけも、まだ施行していませんが、その広報はさせていただいているところでございます。

エレベーター以外につきましても、基準法上は建築物の変形に対して損傷防止のための措置を講ずることが義務づけられておりまして、運用上、指針で、層間変形が100分の1程度では損傷、脱落等を生じないということにされております。ただし1番最後でございますように、電力とか水をあらかじめどう確保しておくかといったようなことについて

の基準は特に設けてございません。

ちなみに、現在の比較的こういった防災対策が進んでいるビルの事例が2ページ、3ページでございます。

2ページ目は「新丸の内ビルディングの防災計画」と書いてございますが、まず1つは電気について。ポンチ絵のところがございますように、何か事故があって送電停止になり1回線ダウンしたとしても、もう1つ回線を確保して、ループ受電ということでございますが電源の信頼性を確保して、さらにそのほか万一に備えた自家発電、あるいは二、三日分の燃料等の確保をして備えていると。というようなことをしていらっしゃるビルもあるということでございます。そのほか水の確保やエレベーターにつきましても自家発電によりまして、万一の場合には非常用エレベーター等の運行が可能になっているということでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、これも東京の事例でございますが、「東京ミッドタウン高層住宅の防災計画」ということで、こちらも似たような取り組みをしていらっしゃいます。電気につきましてはループ受電等で電源の信頼性を確保している。水につきましては7日分の受水槽容量を確保していらっしゃる。エレベーターにつきましても、送電が停止されても保安電力により運行可能になっているというような措置が講じられている事例がございます。

こういった現状を考えまして、4ページ目でございます。こういった単体ごとの超高層建築物が、単体としてもかなり建設が進んできているということ、あわせてここでは建築物群という言い方をしていますが、一部の地域ではこうした超高層の建築物が集積するような大規模建築物群、街区や市街地になっているようなものが出てきております。こういったものでは、複合型で地下鉄駅とかそういった交通施設と連結して建設されている場合もございますので、全体としてさらに安全性を高める方策を考えていきたいというのが、今回の大きなテーマでございます。

検討体制といたしましては、かなり技術的な内容もございますし、テーマも多岐にわたりますので、この事故・災害対策部会と関連づけまして、大規模建築物群における総合的な防災方策検討調査委員会というのを別の場で、部会長の〇〇先生にもご参画いただきましてつくらせていただきまして、そちらで検討を進めつつ、こちらの事故・災害対策部会のほうに検討状況をご報告し、部会で大所高所からいろいろなご意見をいただきつつ、検討を進めたいというような体制で進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく

お願いします。

今後の検討テーマでございますが、5ページ以降でございます。

5ページに全体の検討項目だけ少し並べております。大きく分けると、1つはこういった超高層、大規模建築物群の防災対策におけるいろいろな関係者間の連携調整の仕組みを考えましょうということが、1つ大きなテーマかと考えております。もう1つは防災設備等の整備ということで、ビルの中だけの話ではないんですけれども、いろいろな設備面での対策を考えていこうというのが、大きなテーマの2つ目かと考えております。

少し中身をかいつまんでご説明しますと、おめくりいただきまして6ページ、7ページでございます。

6ページは、1つは面的な関係者間の連携・調整の仕組みの検討ということで、全体としてどうやって防災面での計画、何かあったときの取り組みをあらかじめ調整しておいて、連携が進むようにしておくのかということでございます。

超高層単体はもとより街区としてもいろいろなパターンが考えられまして、(ア)で書いてございますように、大規模建築物内でもこういった複合型の建物がございまして、いろいろな管理主体がございまして。そういったところの連携を考える必要があるということと、(イ)にございますように、超高層ビル等の大規模建築物が集積したエリアと、その外側の隣接エリアとの関係を考えておく必要があるということ。さらに(ウ)は少し似たような話ではございますが、特に交通施設、例えば地下鉄の駅とかバスターミナルといった交通インフラが接続して整備されているケースも最近多いので、そういった場合に取り扱いの接続部のところで火災の拡大防止をするためにはどうしたらいいのか、あるいはその情報共有を交通施設側と建築物群側でどういうふうにしていくのかといったようなことも、大きな課題かと考えております。

そういったことも踏まえて1番下の(2)にございますように、いろいろな関係者の方が連携あるいは調整しながら、万一地震等があった場合の防災計画書に記載すべき事項、例えば体制とかそれぞれの役割としてどういった記載事項を求めていったらいいのか。あるいはさらに所有者等がどんどん変わっていくケースもございまして、そういった考え方がきちんと継承されるような仕組みをどう考えたらいいのかということも、あわせてご検討いただきたいと思いますと思っております。

最後に7ページでございますが、こちらは主に設備や単体面が中心でございます。厳密にはそれを越えるものも結構ございますが、「防災設備等整備に関する主な検討課題(案)」

ということです。

1つは、超高層ですと、災害が起こった場合かなり離れた場所に人がいらっしゃるというケースが想定されますので、そういった災害の状況が的確に伝わるような設備の設置、場合によっては携帯電話なども活用していくようなことについて検討したいと考えております。2つ目が避難用エレベーターということで、弱者の方が階段をずっとおりていくのはなかなか難しいという現実もございますので、避難用として使えるようなエレベーターの技術開発等を進められないか。3つ目は中間避難階ということで、超高層の場合上から下までかなり階差がございますので、その中間に安全性が確保された避難場所をどう確保していったらいいかということ。4つ目は災害後の話になりますが、食料や生活用水を備蓄しておくための空間をきちんと確保していくべきではないかということ。5つ目は避難空地の確保ということで、建築物群として十分な空地等を確保しておく必要があるということ。それから右側のほうに飛んでいますが6つ目、先ほどの新丸ビルの事例等にもございましたけれども、分散型の電源あるいは自家発電等によりまして、万が一の場合に自分である程度耐えられるような設備インフラ対策を考えておく必要があると。

というようなことを今検討課題として挙げているところでございまして、引き続き委員会でも議論を進めながら、またこちらの部会でもご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えておりますので、ぜひいろいろなご意見をいただければと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございました。

それではただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等を含めてご発言をお願いしたいと思います。

【委員】 今ご説明いただいた内容の検討作業のアウトプットイメージなんですけど、6ページとかを拝見しますと、個々にいろいろ検討して答えを出すようなことも書かれているんですけど、実際にはどういうアウトプットイメージを持っておられるんでしょうか。例えばガイドライン的なものを総合的に整備するのか、あるいは法令にまで踏み込んで総合的な施策としていくのか、個々にそれぞれいろいろな答えを出していくのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

【事務局】 一括で法令で何かを決めていくというイメージは持っておりません。ご指摘のように、ものによってはガイドラインのようなものをきっちりやるようにして、それがむしろ法令でやったほうがいいのかということになればそういうふうやっていくこともあ

ろうかと思えます。例えば、防災計画の連携、横のビルとの連携なんていうのは、やっているところはやっているんだと思うんですけども、こういう形で行政が取り上げるのは多分新しい視点だと思えますので、多少試行錯誤のところもあるかと思えます。それぞれのマター別に最適なやり方を事務局としてご提案して、ご審議いただければと思います。

【委員】　ここで言っている防災対策というのは、地震と火災というふうにと考えると大体読み取れるんですが、それ以外の災害は、考えるという意味なのか、考えていないのか、教えていただきたいんですが。

【事務局】　基本的には地震災害、それからないとは思いますが水害、地下みたいな話も全くないわけじゃないでしょうから。ということだと思います。これはあくまでも災害が対象でございますので、そういう範囲かなと。

【委員】　水害も当然入ってくると。

【事務局】　どこまでやらなきゃいけないかというのは、よくわからない。

【委員】　どこまでやらなきゃいけないかというより、どこまでやるつもりなのかと。

【事務局】　観念的には入ると思いますが、地下に浸水ということ以外、台風の災害で超高層のガラスが全部割れるなんてことはないんじゃないかと思えますので。その辺は多少議論していただいた上で、主たる対象から外すということもあろうかと思えます。

【委員】　1点目は今、〇〇委員がご発言されたことに関連で。安全性を高めるということなんですが、非常時の安全性を特に取り扱うというふうにご説明では思えたんですが、特に超高層の場合、住宅が入っていると日常時の安全性というのが、防犯とか非常にソフトな問題があるんですが、それは取り扱わないんでしょうかというのが1点目の質問です。

もう1つの質問ですが、6ページの主な検討課題ということで「関係者間の」というところなんですが、この部会自体が建築分科会で、20世紀は建築のハードテクノロジーのほうを扱ってくればよかったわけですが、この6ページの図は、リアルにこういう超高層の建築物が大規模に存在しているんですが、それにかかわる関係者間は特にこの10年間に全くバーチャルな世界で分散化してしまって、例えば所有権も、超高層住宅だと区分所有者ということもあると思うんですが、SPCなどで建てられた建物などは、ソフトのほうの維持管理といってもその裏のマネジメントという、アセットのマネジメントとプロパティのマネジメントが完全に表裏一体になっていて、関係者というのが非常に複雑だと思うんですね。そういう意味でどこまで今回ここで取り扱われるんでしょうかという、非常に悩ましさも感じつつ、2点目の質問です。

もう1点は7ページのところで、私も多少は関係があるかなと思うんですが、この10年来、ユニバーサルデザインとかバリアフリーということで非常にアクセシビリティを高めてきたわけですが、7ページの(2)(3)にあるように、今度は非常時の脱出容易性というんですか、アクセシビリティを高めたことの表裏の関係の部分は、実はあまり今まで言ってこなかったもので、これは意見というかぜひ精緻な検討をお願いしたいというか、一緒に検討するという事なのか、そこはちょっとコメントです。

【事務局】 何点かご質問があったので。

【事務局】 日常安全は含みません。必要があれば別途の場でやりたいと思います。

それから関係者の話は、これは机上も含めて建築主とはだれか、所有者、管理者とはだれかというのは今日的な課題でございますので、できる限り突き詰めて考えたいと思います。これは今回の諮問の1番目のテーマ、2番目のテーマにもかかわってくる問題だと思います。よりよい建築をつくるためには、今まで建築主の意思が希薄だったと思うんですが、その場合の建築主って一体だれだろうとか。それから建築行政をやっていく上でも、定期報告を求めるときにだれに求めればいいのか。こういう問題はすべて共通だと思いますので、今回の諮問の、ある意味ではくし刺しになったメインテーマの1つだと思います。ご指摘のとおりだと思いますので、しっかりやってまいりたいと思います。

それから避難の安全は、当然災害時の安全の1番最初の出口でございますので、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【委員】 逆に、災害ということにある程度限定をされたという理解の上で、2つ教えていただきたいんですが。

災害の時間的なタームの問題ですね。全般にこの資料を拝見すると、比較的直後を想定されています。しかし60メートルという基準でいけば、かなり住宅が入っているわけですし、災害によってはオフィスビルのBCPも含めて継続性というものが要求されてくる。そういう面でどれぐらいの期間を扱うのか。それを伺った1つの利用は、災害のときのビル問題として、やはりエレベーターの問題はかなり社会的に注目をされているので、そこには何らかの言及をせざるを得ないのではないかという気がしているからです。

それから第2点目は、災害の規模の問題ですね。どこまで扱うのかというのはハードの問題では難しいところがあります。例えば東海地震を前提に置いて首都の高層ビルを扱うということになると、これは結構大変だなという印象があるんですけども。この2点を教えていただければ。

もう1点はコメントですけれども、やはり高層ビルの安全性、あるいはビル群の安全性を考えたとき、水害は視野に入れるべきだと思っています。多くのビルで、例えば自家発電は地下に置いているところが非常に多いわけで、機能的にかなり大きなダメージを受ける可能性があると思います。

【事務局】 今までの質問で1番難しい質問だと思いますが。

まずタームですけれども、この新丸ビルとかミッドタウンの事例を見てもわかりますように、確かに3日とか7日とか、10日とか。これはあくまでも建築物の、周りとの連携まであるにしても単体としてどこまで耐えられればいいのかということですから、そうすると町としてどうなるかという話と相対的な関係になってくるとは思いますけれども、そのとき当然災害の規模ということが問題になろうかと思しますので、よくその辺は議論をしていただいて、ある程度の割り切りをさせていただいて進めないと、出口が全く見えなくなるのかなという気もいたしますので、よくそのあたりはご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

規模についても、そういう意味では相対的に同じ問題になろうかと思します。

水害のほうは全くご指摘のとおりだと思いますので、特に地下の問題はやはりきちっと考えていかなきゃいけないと思います。

【委員】 今のお答えでよろしいですけれども、エレベーターは、今とまるようになっていますね。ところが下手な時間に動かし始めると、かなり事故が起きているのも事実ですね。つまり、動かすことを含めた安全対策を考えない限り、超高層ということ考えた場合には意味がないのかなと。したがってある程度の時間、タームはとっていただきたいと思っているということでございます。

【事務局】 よく踏まえて検討したいと思います。

【委員】 一応設備屋として、資料3の2ページ目についてちょっとコメントさせていただきたいのは、上から5行目に「テナント内を除く通信、監視、設備」と点で3つつながっていますが、多分これは通信設備と監視設備のことなのかなと。ちょっと言葉としてつながっていないと。

それからこの資料のものが悪い。悪口を言っちゃいけませんけれど。ループの電気の話も、別に事務所ビル1から新丸ビルへ行くところでダウンするというのはめったにないというか、防災上意味があるのかもよくわからないので。もうちょっとでかいレベルで変電所そのものがループで今動いているわけで、この書き方だとほんとうに意図されているこ

とを実現されているのかなど、資料の質としてちょっと気になります。それから最後から2行目と1番下の行も、2台の非常用エレベーターは、もともと送電停止でも自家発電で動かなきゃいけないんですよ。その容量をちょっと大きくするとこれが満たされるので、質が高いのかなど。そういう意味でもこの資料はちょっと、質の問題についてコメントさせていただきます。

意見のほうは、6ページ目の2つ目の絵で、大規模建築物の集積したエリアに何らかの性能を確保しようということだと思っただけなんですけれども、建築基準法をさわらせていただいた立場で言うと、既存不適格にさんざん悩んでいる僕らとして、これを1つの大きな枠の中でとらえて、その中に1つの性能を確保するという行為そのものが非常に困難になるのではないかということについて、どうお考えなのかちょっと質問です。

【事務局】 最初の問題は、ポツの位置だと思いますけれど、読む限りそのとおりだと思います。申しわけございません。

それからループ受電のところは、これはあくまでも抜粋なので尽くしていないかもしれませんが、調べてご報告申し上げたいと思います。

それから、これで質が高いのかということに関しても、これはあくまでも事例紹介でございますので、評価までさせていたいただいているわけでは必ずしもございませんので、ご容赦をいただければと思います。

最後の既存不適格の問題ですが、このビル間の連携を基準法の枠組みでまず押さえていこうということは考えていませんので、そこはちょっとよく頭に入れてやりたいと思います。

【委員】 質の違うものがボサボサボサッと一遍にまとまって、その集合体をある一定の考え方で制御しようということだと思っただけですね。そうすると、質の低いほうにはものすごく手厚いことをしなきゃいけないし、質の高いほうにはあまりしなくてもいいと。というようなことが、こういうエリアの中で果たしてできるのかなというのが、ちょっと私としては気になるということです。

【事務局】 ご指摘を踏まえて検討します。

【委員】 ちょっと質問なんですけれど、この委員会の検討課題の範囲に関することなんですけど、6ページ、7ページを見ても基本的には技術的な検討ということになっていると思うんですが、例えば中間避難階だとか避難空地だとか、それ以外のもろもろのこと、これは義務づけるのか、誘導していくのか。という運用の方向はこの委員会に入って

いるのか、それはまた別に考えるということなんでしょうか。

【事務局】 特に7ページのほうは、これまでこういう大規模建築物について指摘をされたりご意見があったことを拾って書かせていただいていますので、じゃあ、これをどう吟味して、どういうルールにおさめていくかということについては、最初にも申し上げたように多少柔軟に考えざるを得ないなと思っています。例えば避難用エレベーターについてもいろいろな議論がございまして、エレベーターを避難に積極的に使ったほうが良いというご意見もあれば、弱者のために使ってあとは階段のほうが良いというご意見もありますし、その場合誘導はだれがやるんだという当然管理の問題も踏み込んでまいりますので。基準法は基準法で物の基準でございまして、やれる範囲は限られているわけでございますので、事後の使い方、その担保みたいなことを含めて、検討は総合的にやって、出口については1番現実的な方法をやってまいりたいと思っています。

【委員】 先ほどの〇〇先生と〇〇先生で大分理解はしたんですけど、非常におもしろい提案でいいかなと思いますが、足並みの理解を深めるためにちょっと二、三教えてほしいんですけども。

基本的にここで述べられているのは、タイトルのところに単なる建築物だけではなくて「群」というのがついているのが最初にちょっと気になったんですけども、基本的にこれはDCPの、District Continuity Planの建築側としてどういう解答といいますか、これからこういうことをまとめていくというスタンダードを1つつくる上での提示をする、場をつくるということなのかなと、個人的にはちょっと理解したんですね。例えば東京駅周辺の防災計画だとか、千代田区とか新宿とか、いろいろなところでそういうのをやっているんだと思うんですけども、こういうことをやっていくことで、先ほど災害時の定義というのもちょうと出ましたけれども、そういうときにどういうことがしていけるか、どういうふうになれば安全性を高められるかということを考えていく、スタンダード的な土台をつくるということと理解してよろしいんですか。

そうするとこれは、具体的なところにすぐ入っていくと、多分エレベーターの問題も非常に重要だというご指摘が幾つか出たんですけども、技術的な問題を克服する上で、〇〇先生だったか〇〇先生のお話で出たんですけども、例えば法的にそういうことを支援するようなことに関しても積極的にやって応援していただけるとか、そういう意気込みとかがあるのかなというのをちょっとお伺いしたいです。

【事務局】 法律でどこまでやるかというのは私どもが最初にこの諮問をしたときにも

ご質問が出たんですが、「これは基準法の枠組みでやるんですか」ということに関しては、そういうものもあるし、おそらくできないもののほうが多いというお答えをしました。特に基準法は物の基準ですので限界がございますから、これからどの部分が最初に申し上げたようにガイドラインのようなことになるのか、別途法制化するようなことになるのか、それをいきなり社会にやっていただくようにするのか、あるいは時間をかけてやるのか。そのあたりは議論の中で交通整理をしていって、取り組みの方向を決めていくことになると思います。今、予断をもってここまで基準法でカバーしたいとか、ここまで法的な規制をかけたいと言えるような状況ではまだないと思っています。

【委員】 全く不案内なのでちょっと質問なんですけれど。超高層とかそういうことではなくて、例えば1番弱者という病院にいる人、入院している人とかですよ。何百床以上とか相当のところ、あるいは特別養護老人ホームみたいなものもあるかもしれませんが、そういう何百床以上の病院だとかこういう設備インフラはこのぐらいのものをつくっておかなくちゃいけないというのは厚生労働省さんかもしれませんが、何かそういうガイドラインみたいな法令みたいな何かはあるんですか。何にもない話なんですか。というのは、こういうものが1つどこかにあると、それを見ながらというのも検討の1つかなと思ったものですから。

【事務局】 建築基準法の関係では、ある程度その用途別に避難関係の基準というルールが若干違っていたりしますけれども、ただ、委員がご指摘のようなそこまでの観点は入り切っていないのかなという気はします。不特定多数の人がたくさんいるとか、そういう観点はもちろんあるんですけれども。

用途ごとのいろいろな基準につきましては各省でいろいろなものをつくっておりますので、すべてがすべて承知はしておりませんが、ある程度のもはそれぞれであるのかなという感じでは思っております。

ただ、こちらの検討の中では、そういった災害時を考えたとき、やはり弱者の方の行動も含めて考えたとき、どういう方策を考えておけばいいのかということは、今回の超高層、大規模建築物の安全性確保を探る中ではぜひ考えたいとは思っております。

【委員】 今想定されている大規模建築物群というものに、霞が関の中央官舎が当たるのか当たらないのか、ちょっと今聞いている範囲ではわからないんですが。同じく国土交通省の中に、官庁営繕部が主体となってつくっている、官庁施設の防災拠点となるような建物に対するいろいろな基準類があるわけですね。この中で、水だとかそういったものに

関する基準がたしかあったように思います。そういう基準とか案に基づいて、そもそもこの3号館、隣の2号館を含めてどういうことが考えられ、検討され、進められているのかということも、それなりに踏まえてご議論いただければ。そこではもう法令上の制約だとか何とかじゃなくて、制約があるのは予算ぐらいだと思うんですけども、そういうところでは何を実現しようとしているのか、何日水が来なくてもいいようなことを考えているのか、これは非常にいい実例じゃなかろうかと思うんですが。しかもまさにBCP機能がなきゃ困るわけで。そういうこともいろいろ視野に入れてご検討いただければと思います。

【事務局】 おそらく大規模建築物群と呼んでこの委員会の中でイメージしているものに、霞が関は入らないと思います。ちょっとこれは私の感想というふうに受け取っていただければと思いますが。確かに何本も建っていますが、相対的密度も低いですし、用途も比較的単純でございますし、地下空間の連結も非常に、一部ありますけれども部分的でございますので、基本的にはならないと思います。ティピカルではないという意味です。

で、2号館、隣の建物をつくったときは建設省が入る予定だったということで、水なんかの備蓄の話もいろいろ議論があってやっていたと思いますので、機会があればまたご紹介できればと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

部会長から少しお願いしたいんですけども、1つはインセンティブと言うんでしょうか、それが少し何かないと普及しないのではないかということ。私が顧問という形で入っているところでもちょっと申し上げたことがあるんですけども、関係者の連携ということで、例えば公開空地がほかよりも広く取られていたら耐震等級みたいにランクづけとか優良建築物にするような方策。それとぜひ規制というよりは、できればガイドラインのほうを志向していただくということを申し上げたんですけども、この場でもぜひ国の方策としてそれをお願いしたいと思っています。

【事務局】 1つあり得るのは、集団規定のボーナスですね。公開空地については既に相互設計ということでやっていますから、そういうものとどう絡めていくとか、そういう視点は基準法の世界の中でもあろうかと思います。おっしゃるように、何でもかんでも規制ということになってしまいますと複雑怪奇になりそうな世界でございますので、うまく交通整理をしたいと思います。

【部会長】 別の例で言えば、中間避難階をどういう形で設けたら何らかのインセンテ

イブがあるような制度は、多分建築指導課の所管する仕事になるんじゃないかと思います。前向きにご検討いただくようお願いしたいと思います。

それと〇〇先生からお話があった件に関しては、私どもがやっている性能マトリックスという表示もあるのではないかということをお願いしたことがあります。東海、東南海のときに、すべての物を安全に保つというよりは、それだったら3日間ぐらい、外から救助が来るまでは自活できるとか、もう少しレベルの低い地震であれば継続使用できるとか、物によってAランクの物にする、Bランクの物にするという用途別の仕分けみたいなものですね。

【委員】 ちょっと絡みで。東海地震の長周期を考えると、現時点では相当わからないところがたくさんあるので、技術的な検討が厳しいのではないかという印象が1つあります。

それから群の話に移らせていただくと、どうも大規模建築物の集積したエリアという概念がまだ非常にあいまいで、例えば今、霞が関は単一目的だとおっしゃっていましたがけれども、そうすると住宅は入らないんでしょうか。今は河川沿いあるいは豊洲のほうにも相当高層が建っていますね。ああいうのは除外するのですかと。あるいはもっと難しいのは、先ほど〇〇先生がおっしゃっていましたが、平成20年ビフォー・アフターの建物がたくさん混在している地域と、森ビルさんの六本木ヒルズみたいにうらやましいぐらい対策を打っているところとかなり違うので、そこは解像度を上げておかないと、どうも議論がアバウトになっていってしまう気がします。そこはきっちり整理をしていただきたいと思っています。

【部会長】 進め方に対するご提言でございますので。

【事務局】 よく受けとめて考えたいと思います。

【部会長】 ほかによろしゅうございますか。

【委員】 単純な質問なんですが、ご議論を聞いていて私の中でちょっと混乱したのは、大規模建築物なんですが、既にできてしまったものこれからつくるものは相当状況が違うと思うんですね。今まで建築の指導行政というのは新築ありきで、しかも修繕という場合にも、全く新築同等というのがこれまでの共通した認識だったと思うんですが、昨今の経済状況を見ると、大規模の開発がこれから建つというよりも、既に建ってしまった集積のところで大規模な災害が起きたときにどうするのかということが大きな問題のような気もして、そのあたり軸足が両方なのか、どちらなのか、ちょっとわからなくなったので質

問です。

【事務局】 もちろん、既に建っている物も含めて安全性を高めるという方策で考えた
いと思っております。ただ、現実にはもちろん新築時でないとなかなか難しいこと
もかなりあるのではないかと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。ストックもフローも両方と。

【委員】 大変ですよ。

【部会長】 法体系は違いますよね、ストックに対する体系とフローに対する体系と。

ありがとうございました。それでは、この件に関しては作業が進捗した段階で
ご報告をいただけるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。今の
コメントを作業グループのほうに伝えていただいて、作業の結果についてご
報告をいただくということにさせていただきます。

それでは次の議事に移らせていただきます。議事はこれで終了でございまして、
次は報告3件でございます。これは〇〇さんからでございますか。

【事務局】 〇〇でございます。よろしくお願いします。

まず、報告事項の1点目、京都市内で発生しましたエレベーターの挟まれ事故
についてご報告したいと思います。お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

事故自体は昨年の12月8日の夜9時ごろに発生しておりまして、報道等と
特定行政庁の調査等によってわかっている話をまとめている資料でございます。

事故としましては、女性の方が1階からエレベーターに乗って4階でおりよう
としたところ、扉が開いたまま、かごが下がったというものでございまして、
その女性は腰の部分をエレベーターのかごの上部のところで挟まれまして、
骨盤を骨折したという事故でございます。

エレベーターの概要ですけれども、東芝エレベーターさんのエレベーターで
ございまして、保守は東洋昇降機という地元の管理会社のほうで管理をされて
います。駆動方式は間接油圧式というものでございまして、後ほどご説明
しますが、後ろに絵もついております。設置は、完了検査の年月日からしま
すと昭和63年ということで、約20年ほどたっているものでござい
ます。建築基準法に基づきます定期検査は昨年3月に行われていて、特
段異常はなかったということです。保守管理に基づいて行われていた定期
点検につきましては、11月25日に行われていたところでございます。

事故が起こった後の経緯につきましては、当日まず警察等が入りました
けれども、その

翌日に京都市が警察のほうに協力を要請しまして、これを受けましてその翌日の10日に、警察の協力のもと、特定行政庁の京都市が立入調査を行っております。国土交通省からも、先ほどお話もありましたけれどもつくばの専門家を現地に派遣しまして、この調査に立ち会って調査を行っております。

1枚めくっていただきまして、この調査を受けまして、15日に国土交通省から東芝製の同型の間接油圧式エレベーターにつきまして緊急点検を行うよう通知を行っているところです。その後も京都市、京都府警のほうで引き続き調査が行われているところでございます。

これまでの調査によって確認されたことをその次に整理しておりますが、まず事故機の状態としまして、2枚めくっていただきまして4ページですね、これが全体の模式図でございます。こちらを適宜参照していただきながらお話を聞いていただければと思います。

まず、かごの位置が、おりようとした4階の着床位置から2.6メートルほど下がった位置でとまっています、いわゆるキャッチと呼ばれていますけれども非常どめ装置が作動してとまっていたという状況でございます。この間接油圧式の特徴ですけれども、こちらの絵の真ん中に油圧ジャッキ、紫色になっていると思いますが、そちらでロープをずっと押し上げて、上部についている滑車のところでロープを引き上げて、かごが上昇するという仕組みになっております。この油圧ジャッキのせり上がっていく滑車のついた棒の部分をプランジャーと呼んでおりますけれども、こちらが本来の4階の位置ではなくて、最下階の位置までおりてきている状態でございます、油圧自体は圧力がかかっていない状態だったということでございます。それに伴いまして、このロープ、主索が緩んだ状態になっておりまして、機械的にこの緩みを検知して動力を自動的に切る装置、それから先ほど申しました非常どめを作動させるという機能がついておりますので、これが作動して静止していた状態になっております。

そのほか現地の調査の中で、この油圧式の特徴なんですけれども、この油圧ジャッキのせり出していく部分については、中の油圧で使っていますオイルがすり動く部分もございまして、若干その潤滑にも使われるということで、オイルが次第に漏れていくというものでございます。これを受けるようになっている缶が設置されておまして、6ページの写真になります。この写真の真ん中にあるのが油圧のシリンダーで、その左下のところに缶がありますけれども、こちらがオイルキャッチで、受けたオイルをためておく缶なんですけれども、こちらに15リットルほどたまっていた状態でございます。そのほか周辺に

オイルの飛散はありませんでしたし、制御板の中のリレーの溶着はなかったという状況でございます。

この事故機につきましては過去20年ほど作動しているんですけれども、平成14年に1度せり上がっていくガイドレールのところのオイルが固まっていて異音がしたということがあったことを除きまして、特段不具合はなかったという報告を受けております。そのほか、シリンダーの部分のゴムパッキンの交換時期は通常10年ということですが、こちらは設置以降1度も交換されていなかったということでございます。

そのほか特記すべきことで言いますと、保守の管理自体は当初ずっと東芝エレベータさんが引き受けておられたそうですが、去年10月1日以降東洋昇降機さんに変更されていまして、その際に管理者、所有者さん向けの取扱説明書は提供されているんですけれども、マニュアル等の情報提供は行われていなかったという状況でございます。

国交省としましては、引き続き調査を行っております。さらに事故原因、事故の発生メカニズムについて検証を行うとともに、必要に応じて再発防止策を検討したいということで考えております。

引き続きまして報告の2点目でございます。大阪市浪速区で発生しました個室ビデオ店の火災についての報告でございます。お手元の資料5をごらんいただきたいと思います。

発生は昨年10月1日の早朝といたしますか深夜といたしますか、午前3時前でございます。火災自体は約2時間弱で消防によって鎮圧されておりますが、死者が16名、負傷者9名と非常に大きな被害が出ている火災でございます。焼損は、7階建てビルの1階部分に入っていた個室ビデオ店の37平方メートルを焼損しております。新聞報道等もかなり大きく取り扱われておりましたが、男性客1人が中で放火等を行ったのではないかという話がありまして、実際男性客1名が、殺人、殺人未遂及び現住建造物等放火容疑で起訴されている状況でございます。

この建物につきましては昭和48年の建築確認でございまして、翌年に完了検査を受けておりますが、その後ともと事務所ビルだったものを1階部分は個室ビデオ店にして、実際に用途は変わっているわけですが、個室ビデオ店自体の入居時期については、現時点では不明です。

この建物につきましては大阪府で調査を実施しておりますが、建築基準法上の法令違反の事実が2点ほど確認されております。1点目につきましては、排煙設備が設置されていないということです。中の構造はかなり、避難経路といたしますか通路部分が込み入っている

部分もあるんですけれども、その部分に排煙設備が必要であるが設置されていないということと、非常用照明装置が設置されていないという2点につきまして、基準法の違反だということで報告を受けております。国土交通省としましては、引き続き調査等を行っている状況でございます。

こちらにつきましては昨年の10月1日付で緊急点検を行ったところでございますが、その結果につきましては9ページですけれども、昨年11月25日に、10月末時点でのカラオケボックスとか個室ビデオ店、これら4用途につきましての緊急点検の結果を公表しているところでございます。この4用途につきまして全体で8,500件ほどの物件を把握できておりますが、そのうち約36%でございますけれども3,085件について基準法上の違反があったと。これらにつきましては通知でお願いした中でも引き続き違反是正をしっかりと、特定行政庁に行っているところでございます。

これに合わせまして、消防庁でも消防法令の適用状態について公表されております。資料はその後ろ、14ページ以降でございます。本日の会議に合わせまして本日の午後に公表いたしておりますけれども、この調査につきまして引き続きフォローアップ調査を行うことになっておりましたので、その後の状況についてご報告いたしたいと思っております。

まず点検結果の集計のところ、その後調査が進んだこともありまして、全体で8,700件強の物件を把握しております。そのうち基準法上の違反があった物件については3,356件ということで、約300件ほど違反の物件数が増えております。その一方で約300件ほど是正が済んでおりますが、その後調査が進んだということもあって全体の母数が増えているものですから、まだ引き続き違反物件については多数残っている状況でございます。

建築基準法上の違反につきましては、中身としましては非常用照明装置の設置がされていないというものが非常に多いということで、あとはこの物件でもありましたけれども排煙設備の未設置、こちらが違反としては多くなっております。

【事務局】 それから報告事項の3点目、資料6でございます。「昇降機等に関する技術的基準の見直し等について」でございますが、これまでも状況を報告させていただいておりますので、かいつまんでご報告します。

1ページ目でございますが、これは政令改正の内容でございます。前回の部会の時点ではパブリックコメント中ということでご報告申し上げましたが、今回、戸開走行保護装置の設置義務づけ、地震時管制運転装置の設置義務づけ等を内容とする政令を公布いたしま

して、平成21年9月28日、この秋の施行ということになっておりますので、よろしく
お願いします。

それからおめくりいただきまして2ページ以降、これに伴いまして一連の技術基準の整備を現在進めているところでございます。それと、政令、省令については終わっておりますが、2ページの3ポツ告示で、できるだけ具体的な技術基準をつくっていくということで、2ページから3ページ目にかけて各種の基準整備を現在進めているところでございますので、よろしく申し上げます。中身につきましては添付させていただいておりますので、もしお問い合わせ等ございましたら、また改めてお問い合わせなりいただければご説明させていただきます。

説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの資料4、5及び6につきまして、何か。これはご質問だと思いますけれども。

【委員】 資料4と資料5について1点ずつ。

資料4については、もしできればかごの重さ、港区の高校生が亡くなったやつは17人乗りだったような気がしますけれど、かなりかごが重くて、今回は6人乗りなのでかごは随分軽いから、それが結局最終的には致命傷でなかった、事故を大きくしなかったのかなとちょっと思いまして、その辺の情報を教えてください。

それから資料5については、10ページに何を調査したかがあるんですが、もし今後よろしければ、なぜ防火の規定のところだけの建築基準法上違反なのか、私はもともと窓をなくしていることがこの10年ぐらいの非常に大きな問題点だと思っていて、居室の換気と採光とかでもともとあるべき窓を閉じているということ、今度のビデオ店も多分そうだと思うんですけども、そこにある意味非常に強い理由があるのに、そのことはなぜ問わないのかというところがちょっと気になりましたので、その部分を質問させていただきたいと思います。

【事務局】 加重についてはメーカーから確認して、またご報告させていただきたいと思えます。

【事務局】 すみません、資料5のご指摘の点につきましては再度、ちょっと精査してまたご説明させていただきます。

【部会長】 主に今の〇〇委員のお話は、用途変更が起こったときによく出る。

【委員】 どちらにしろ、そう追いかけるような問題ではないんですけども、新

宿の歌舞伎町の話しかり、どちらかというとは排煙何とかというよりも、まずこういう部屋なのだから窓がなくてはいけないと言っているのは建築基準法上で、それを無理やり閉めて、というところのほうが、安全屋側から言えばもともとの機能を失っている、そもそも閉めているところに問題があるのではないかということが言いたいです。

【部会長】 フォローアップの調査をされる時、今〇〇委員からご指摘のあったことについても合わせて、変遷とかを聞いて。それが問題化されれば今後対策が出てくると思いますので。前向きにご検討いただければと。

【事務局】 はい、ご指摘のとおりでございます。資料5については法令違反、一応これは市が調査したものを挙げているところにとどまっていますので、必ずしも調査が尽くせていないところがあるようでございますから、尽くせる状況になればもう1回、この法令でこういうところが引っかかってこうなったんだみたいなところを、もう少し突っ込めるものであれば突っ込んだ上で、この場でご提供したいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何か。

【委員】 資料5の9ページになります。

点検結果の概要で、緊急点検対象が8,574件ということで、違反が3,085件という数字が挙がっています。14ページを見ると8,749件に対象が増えたということだったんですが、違反が3,356件ということは、増えた以上に増えているというのは、再検査か何かをされてまた見つけれられたということなんでしょうか。

【事務局】 調査時点が違いますので、その後新たに設置されたものもございまして、精査したところ新たに見つかったというものもあろうかと思えます。それからたまたま新たに設置されたものを中心に違反事案が増えておりますが、逆に是正済みのももありますので、現時点で違反しているものの件数については、必ずしも比率が上がっていないのかなと思います。

【委員】 こういうことを申し上げていいのかわかりませんが、今の資料5ですけれども、建築基準法令違反で排煙設備がなかったということですが、実際管理者の業務上過失致死罪とかそういうことが問題になると出てくるのかと思うんですが、排煙設備がなかったことと被害者が出たことの因果関係というのは、ほんとうは行政としても関心を持っておくべきなんじゃないかと思うんですよね。何か自己目的化しているところもあるし、基準ですから画一的に要求しなきゃいけないところもあってそこは難しいんで

すけれども。建築基準法の法令って非常に細かくて、基準自体が自己目的化していると言
うとちょっと言い過ぎなんだけれども、基準としてボカンとある、その効用はどうかとい
うところが少し、ほんとうは評価してもいいのかなという問題意識を。こういう事案を見
るといつもそう思うので、だから何だと、法令違反がどうしたというところはやはり別途
ありますよね。というコメントでございます。

【事務局】 ご指摘のとおりだと思います。1つつけ加えるとすれば、火災の場合は消
防法との関係も出てまいりまして、多少私どもの土俵だけで言えない面がございますので、
原因等を考えていくのにエレベーターなどとはちょっと違う仕組みになっているというこ
とでございますので、ご指摘を踏まえてきちっと今後検討したいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、予定していた議題、報告が終わりましたので、本日の第13回建築物等事故・
災害対策部会はこれをもって終了させていただきたいと思います。どうも長時間にわたる
ご検討ありがとうございました。

— 了 —